

(第2期) 尾道市まちなかにぎわい創出支援事業補助金



※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

物価高騰の影響により厳しい経営環境の中で、持続可能なまちづくりの実現に向け地域経済の活性化を図るため、にぎわい創出や消費喚起・販売促進・集客向上に向けた取組に対し補助金を交付し、にぎわいづくりを支援します。

補助対象者

- ① 尾道商工会議所、因島商工会議所、尾道しまなみ商工会
- ② 商店街連合会又はそれに属する商店街団体
※単会で申請する場合は連合会での申請は不可。連合会で申請する場合は単会での申請は不可。
- ③ 商店街を形成する会員店舗数40以上の任意の団体
- ④ 飲食業生活衛生同業組合、尾道調理師会、広島県中部菓子協同組合、観光土産品協同組合、喫茶飲食生活衛生同業組合、ホテル旅館生活衛生同業組合
※複数の団体の連名による申請も可能。

補助金の対象となる事業

- ・補助対象者が主催する、消費喚起や販売促進を目的とする新たなキャンペーン・イベント
 - ・まちなかの集客・誘客に繋がる事業
※補助金交付決定後に事業を実施してください。
※令和9年3月1日(月)までに支払いが全て完了し、実績報告を市へ提出できるように実施してください。
- ※例年実施しているイベントと内容が全く変わらないものは対象外ですが、イベントの中で新たな企画として切り分けができる内容であれば対象になります。
※他の補助金の交付を受けている事業は対象外です。

補助対象経費

報償費、旅費、広告宣伝費、会場等借用費、会場設営費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、光熱水費、消耗品費、保険料、委託料、プレミアム付商品券のプレミアム分、割引クーポン券の割引分、ポイントキャンペーンの上乗せ分、その他必要があると認められる経費
※対象経費とならないものもありますので、詳細は申請の手引きを参照してください。

補助金額

1団体の限度額 40～600万円 補助率 3/4

※団体の組織及び会員店舗数または組合員数により、限度額が異なります。(裏面参照)

※審査のうえ、交付決定および額の決定を行います。

※申請多数の場合は、予算の範囲内で額の決定を行います。

※1団体につき申請は1回限りとし、2団体以上の複数で連携して事業を実施する場合も、1回の申請とします。

申請期限

令和8年5月29日(金)まで

申請方法

メールで商工課へ提出してください。

●申請・お問い合わせ先
尾道市 産業部商工課 商政係
TEL: 0848-38-9183
Mail: shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

●補助限度額

※複数の団体が連携して事業を行う場合の補助金限度額は、各団体の会員店舗数または組合員数に応じた上限額の合計額となります。

【商工団体】

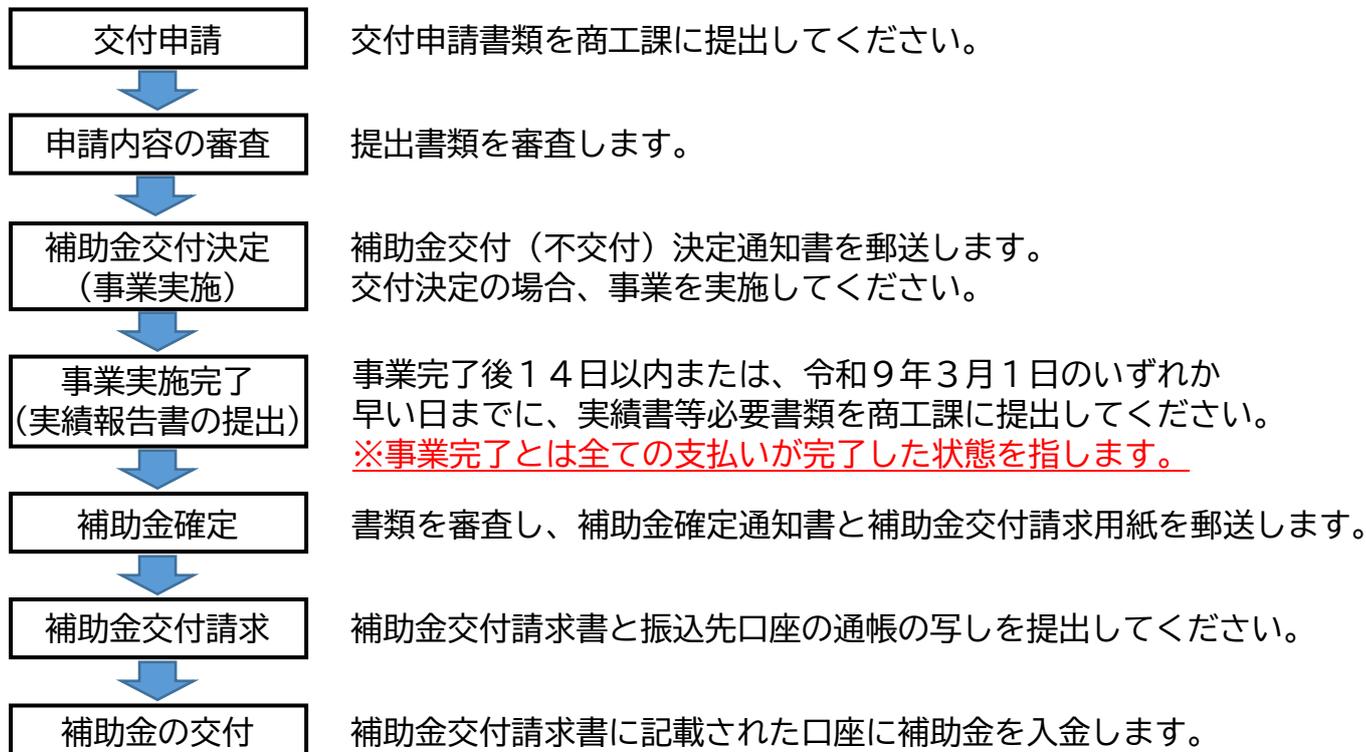
会議所・商工会	補助限度額
尾道商工会議所	600万円
因島商工会議所	400万円
尾道しまなみ商工会	400万円

【その他の組織】

会員店舗数 または組合員数	補助限度額
5 ~ 19	40万円
20 ~ 29	60万円
30 ~ 39	80万円
40 ~ 49	100万円
50 ~	120万円

※尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会それぞれに属する全ての商店街組織が共同参加する場合、連合会を代表団体として申請することができます。この場合の補助限度額は、各単会の会員店舗数に応じた限度額の合計額とします。

●申請の流れ



申請書様式はこちらから
ダウンロードできます。➡

